

福岡市指定難病要支援者証明事業のご案内 （「登録者証」発行事業）

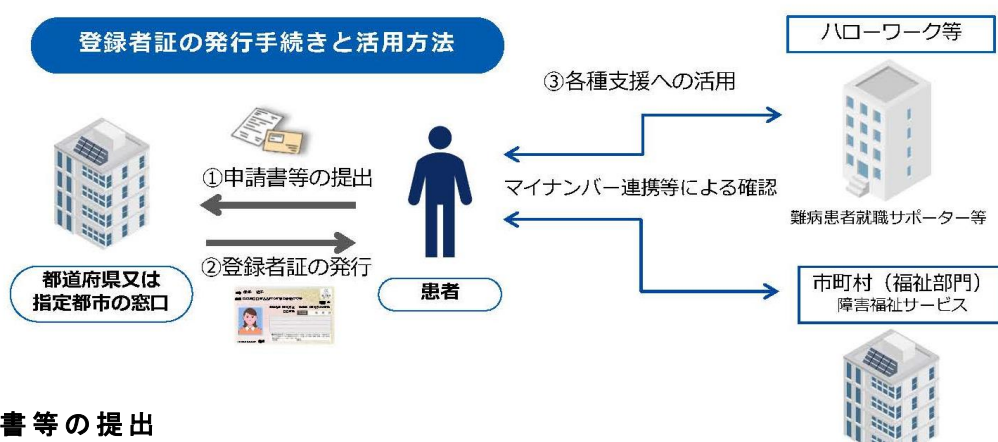
難病法の改正により、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、都道府県等が患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する事業が創設されました。

難病患者であれば利用できる障害福祉サービスや、就労支援等がありますが、難病患者であることを確認するものとして、「特定医療費（指定難病）受給者証」や「診断書」を提示・提出していたものが、「登録者証」を活用できるようになります。（※一部のサービス・支援ではお使いいただけません。介護保険や障害者手帳など優先する制度がある場合はそちらをご利用ください。）

重症度を満たさなくて、指定難病の受給者証はもらえなかったんだ。
難病患者が利用できる、障がい福祉サービスを利用したいけど、診断書は費用がかかるよね…。



「登録者証」の交付申請をしませんか？
一度申請をするだけで、有効期限はありません。



① 申請書等の提出

登録者証の申請の際は、申請書のほか、指定難病にかかっていることを証明する資料（臨床調査個人票、不認定通知（指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る）、指定難病の医療受給者証等）の添付が必要となります。

② 登録者証の発行

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて紙により発行することも可能です。

③ 各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。紙の登録者証をお持ちの方は、紙の登録者証を提出して証明することも可能です。

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

難病患者が利用できるサービス・支援の例

サービス・支援の概要		登録証の利用可否 活用場面	問い合わせ窓口
障がい福祉サービス等			
在宅サービス			
居宅介護(ホームヘルプ)	○ サービスの利用申請時		お住いの各区役所福祉・ 介護保険課 東 区：645-1067 博多区：419-1079 中央区：718-1100 南 区：559-5121 城南区：833-4102 早良区：833-4353 西 区：895-7064 ※「福岡市の障がい福祉 ガイド」でも詳しく案内 しています。
重度訪問介護			
短期入所			
日中一時支援（日中預かり）			
外出の支援			
同行援護	○ サービスの利用申請時		
行動援護			
ふくおか・まごころ駐車場	×（※）		
社会参加			
重度訪問介護利用者の大学修学支援	○ 証明の求めがあったとき		
重度障がい者等就労支援事業			
生活用具等			
補装具費の支給	×		
日常生活用具の給付	×		
就労支援			
ご本人向け			
ハローワークにおける職業相談・職業紹介	○ 証明の求めがあったとき		ハローワーク 難病相談支援センター 福岡障害者職業センター
職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業			
障害者就業・生活支援センター事業	○ サービスの利用申請時		障害者就業・生活支援セ ンター 野の花
事業主向け			
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾 患患者雇用開発コース）	○ 証明の求めがあったとき		ハローワーク
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）			
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・ 育成コース）			
障害者トライアル雇用事業			
障害者介助等助成金			高齢・障害・求職者雇用 支援機構 福岡支部
訪問型職場適応援助者助成金、企業在席型職場適応 援助者助成金			
障害者能力開発助成金			

※ふくおか・まごころ駐車場は、指定難病の受給者証を持っている方が対象です。

☎ 登録者証に関するお問い合わせは各区保健福祉センター健康課へ

問い合わせ先	TEL	FAX	問い合わせ先	TEL	FAX
東区保健福祉センター	645-1078	651-3844	城南区保健福祉センター	831-4261	822-5844
博多区保健福祉センター	419-1091	441-0057	早良区保健福祉センター	851-6012	822-5733
中央区保健福祉センター	761-7340	734-1690	西区保健福祉センター	895-7073	891-9894
南区保健福祉センター	559-5116	541-9914			